添付法令資料２：

ウズベキスタン法令ニュースレター
～住居登録「プロピスカ」制度の改革～

ウズベキスタン共和国では、治安の確保、違法行為の予防、住民移動の記録等を目的として、各個人の住居を確認し、把握するために、住居（住所・居所）の登録（ウズベク語及びロシア語では「прописка」（プロピスカ）という）を厳格に義務付ける制度が存在していた。これは、日本におけるように、移動の自由を前提として、届出を義務付けるにとどまるものではなく、当局の「許可」を必要とする登録制度であった。

特に、首都のタシケント市及びこれに隣接するタシケント州内（以下、併せて「タシケント」という）では、期間の定めがない住所の登録（定住プロピスカ）をすることができる国民のカテゴリーが法律で定められ、これに属さない者の登録が禁じられていた。同カテゴリーは、タシケント市内の不動産の所有者、最高位の国家公務員、一定の公的機関の職員等であり、これらに該当しない国民は、期間の定めがある居所の登録（滞在場所登録）しかできなかった。

上記の制度に伴い、タシケント内における不動産所有に関し、タシケントに定住プロピスカがない者はタシケント内で不動産を購入できず、また、定住プロピスカがある者も不動産を購入するためには一定の要件（例えば、夫婦の一方が定住プロピスカを有しており、婚姻に伴ってその相手方が同じ住所に定住プロピスカを得た場合、1 年内に離婚したときは、同プロピスカが取り消され、また、不動産購入のためには、同プロピスカ取得後 3 年が経過しなければならないこと、公務員等の公的組織の職員については、定住プロピスカ取得後に同一組織で 3 年間継続的に就労した後でなければ、不動産を購入できないことなど）を満たす必要があるなどの厳格な規制が定められ、国民の間に不満の声が高まっていた。

新大統領は、かねて、その演説等において上記制度を緩和する旨を約束していたところ、本年 4 月 22 日に至って、ようやく、プロピスカ制度を改革し、ウズベキスタン国籍者の移動の自由を保障するための、「定住プロピスカ及び居所登録手続の改革に係る措置に関する」大統領令 No.UP-5984 に署名した。

その重要なポイントは次表のとおりである。

	改正前	改正後
タシケントでの不動産購入	タシケントに定住プロピスカがない場合には不可能で	2020 年 4 月 1 日以降は、タシケントで定住プロピスカがな

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

	あった	くとも可能
住居登録の方法	警察を統括する内務省の地域部署に出頭して申請することが必要	2020 年 9 月 1 日以降（タシケント以外の地方では 2021 年 1 月 1 日以降）は、内務省が管理する新規のデータ・システムを通じて「ワン・ストップ」で行うことが可能
住居登録なしで滞在可能な期間	移動日から 10 日間	2020 年 9 月 1 日以降は、移動日から 15 日間
住居登録手続完了までの期間	申請日から 3 日以内	2020 年 9 月 1 日以降は、届出当日
パスポート等への定住プロピスカのスタンプ	各個人のパスポート、住居台帳に定住プロピスカのスタンプが押捺される	2020 年 9 月 1 日以降、廃止
居所登録の際の住居賃貸人の同意の必要性	居所登録をするためには住居賃貸人の書面による同意が必要	2020 年 9 月 1 日以降、税務署で登録された賃貸借契約があれば、不要

なお、今回の大統領令は、外国人に係る住居登録制度を変更しておらず、外国人については、依然として従前の厳格な登録制度が存続している。一方、今回の大統領令により、ウズベキスタン国籍者の住居登録制度が改善されたこと及び電子登録制度が新規に創設されることを踏まえて、内務省は、2 か月以内に外国人の住居登録制度の改革案を内閣に提出しなければならないこととされている。近々、外国人の住居登録手続も簡素化されることが予想される。

ヤラシェフ・ノディルベック
ウズベキスタン共和国弁護士

弁護士法人 ルート・総合法律事務所